

横須賀美術館の在り方について

答 申

平成 26 年 10 月 22 日

横須賀市社会教育委員会議

目 次

はじめに	1
1 横須賀美術館の現状と課題	2
2 横須賀美術館の在り方	4
3 横須賀美術館の在り方への意見	7
おわりに	14
用語解説	15
博物館の制度的分類	17
横須賀市機構図	18
資料	
(1) 諮問文	19
(2) 委員名簿	20
(3) 審議経過	21

はじめに

横須賀美術館は、本市の東側、東京湾に面した県立観音崎公園内に位置し、目の前を海、三方を豊かな緑が囲む恵まれた環境のなか、アートと自然を気軽に楽しめる美術館として、平成 19 年度に開館以来、年間 10 万人以上の方々が観覧している。

また、ワークショップ*¹等の教育普及事業の実施により、子どもからシニアまで幅広い年代の方々が学ぶことのできる生涯学習のための社会教育施設*²として、その役割を果たしてきた。

一方で、観覧者数はここ数年横ばいの状態が続いており、年間約 3 億円の経費がかかることから、市議会から美術館の運営見直しに関する意見が出されてきた。

このため教育委員会は、来館者数の増加と美術館の一層の活用を図るため、平成 23 年 10 月、教育委員会及び市長部局*³の関係課長をメンバーとする「美術館運営改革プロジェクトチーム」を設置し、試行として特別企画展*⁴を開催するなど、美術館の運営改革に向けた検討が進められてきた。

今年 8 月、同プロジェクトチームは、今後の美術館の方向性として、美術館を市長部局へ移管する必要があるとした、美術館の在り方についての検討結果をまとめた中間報告書を教育委員会に提出した。教育委員会は、中間報告書をもとに検討した結果、美術館を市長部局へ移管する必要性や、市長部局へ移管した場合の教育を目的とする事業の確保及びそのための仕組みについて、さらに慎重な検討を要するため、社会教育委員会*⁵へ諮問することを決め、同年 8 月、教育委員会より「横須賀美術館の在り方について」社会教育の観点から検討するよう、諮問を受けた。

審議にあたっては、諮問にある検討事項について、美術館を市長部局へ移管した場合に、美術館が社会教育のために果たしてきた役割や、社会教育に資する美術館としての質を保持することを念頭に、美術館さらには美術館の専門職員である学芸員*⁶の法律的な位置付けの検討のほか、多くの市民に親しまれ利用される、市民の望む美術館の視点に立ち考えることに努め、これまで 4 回の会議を開催し審議を重ねてきた。

社会教育委員会*⁵は、ここに、これまでの審議における各委員の意見を取りまとめ、教育委員会に答申として提出するものである。

1 横須賀美術館の現状と課題

(1) 現状

- 横須賀美術館は、市制施行 100 周年の記念事業として、平成 19 年 4 月に開館した。風光明媚な市内随一の観光地である観音崎の一角に立地し、日本の絶景美術館トップ 5 にもランクインした。
- 博物館法に基づく美術館として、美術作品の展示や保管、調査研究などのほか、ワークショップや、学校園との連携による美術鑑賞会などの教育普及事業を専門的な知識を有する学芸員が実施し、美術館の信用と質を保持している。
- 毎年度 10 万人以上の観覧者を迎えているものの、ここ数年横ばいの状態が続いている。
- 全国の実美術館の状況としては、館数、入館者数ともに増加傾向にあることが窺える。また、博物館全体（美術館を含む）にかかる経費に関しては、年々減少している。

[参考]

●全国市(区)立美術館設置数及び入館者数の推移

	平成 16 年度	平成 19 年度	平成 22 年度
設置数 (館数)	116 館 [23]	118 館 [16]	124 館 [22]
1 館あたりの入館者数	8 万人	8.3 万人	8.8 万人

※文部科学省「平成 17・20・23 年度社会教育調査」

※市(区)立美術館には、登録博物館及び博物館相当施設を含む。

※ [] カッコ内は、うち博物館相当施設数。

●全国の公立博物館にかかる経費の推移

(千円)

	平成 16 年度	平成 19 年度	平成 22 年度
社会教育費 博物館費 全国市町村計	136,904,815	123,178,687	117,955,620

※文部科学省「平成 17・20・23 年度地方教育費調査」

(2) 課題

- 施設運営に年間約3億円もの経費負担があることから、市議会から美術館の運営の見直しについての意見が出されており、コストパフォーマンスの向上が課題となっている。
- さらに多くの方に美術館に足を運んでもらうため、美術館の立地やロケーション及び環境の良さを活用した、多角的な事業展開が必要となっている。
- 市民が親しめる美術館として、文化振興面での機能拡充や子どもから高齢者までが気軽に美術に親しむことができる柔軟な事業計画が必要となっている。
- 前記3つの課題を解決すべく、現状の中で工夫をしながら、運営をしてきたが、教育委員会内では限界があり、効果が上がらない。

2 横須賀美術館の在り方

横須賀美術館の現状と課題を受け、また市議会等からの美術館の運営に対する意見もあり、平成 23 年度に美術館の運営改革の検討をするための庁内組織として「美術館運営方法検討委員会」が設置され、同年 10 月に「美術館運営改革プロジェクトチーム（以下、「プロジェクトチーム」という）」に移行された。

プロジェクトチームは、政策推進部、財政部、経済部、教育委員会の課長級職員で構成されている。本会議は 6 回開催し、美術館の在り方についてまとめた「横須賀美術館の在り方（中間報告書）」が平成 26 年 8 月 15 日付けで教育委員会に提出された。

（1）プロジェクトチームでの検討・取組み

平成 23 年度にプロジェクトチームは、「集客力アップ」、「市民満足度の向上」、「経費削減・収入増加」の 3 つの柱に基づき、美術館の運営改革に向けた検討を開始した。

その取組みの中で試行した、民間企業を展示イベント事業者とする特別企画展を開催したところ、実施方法に疑義が生じたという意見や、美術館の現場における作業の進め方から、美術館の信用を失いかねない課題があったものの、試行結果から、美術館には集客や都市イメージの向上に資することのできるポテンシャル（潜在性）があることが再認識できた。

これまでの間、特別企画展の試行以外にも、運営改革の 3 つの柱の取組みとして、多くの方が楽しめる企画展^{*7}の開催や団体誘致などを行ってきたが、過去 5 年間（平成 21 年度～25 年度）の観覧者数はほぼ横ばいの状態にある。このことから、集客や都市イメージの向上に貢献することのできる美術館のもつポテンシャル（潜在性）の部分も、まだ十分に活かしきれていないと考えられた。

（2）今後の横須賀美術館の方向性について

これまでの議論を踏まえ、今後あるべき横須賀美術館の方向性を次の（ア）から（ウ）にまとめた。

（ア）教育活動に資する美術館（これまでの美術館で行ってきたもの）

横須賀美術館の主たる目的としての市民の美術に対する理解と親しみを深め、文化の向上を図る。

具体的には、「優れた美術品を紹介する企画展、所蔵品の展示」、「学校と連携し、子どもたちの鑑賞教育を実践」、「子どもワークショップ、親子向けギャラリートーク、野外シネマ等の活動」が挙げられる。

(イ) 従来の美術館の枠を超えた美術館

(ア)に加えて、集客や都市イメージの向上に貢献し、コストパフォーマンスの改善を図る。

具体的には、「サブカルチャー*⁸、アニメ等、高い集客が見込める企画展の開催」、「美術館の持つイメージを広く発信し、ドラマ、映画、CM等の商業撮影を拡大」が挙げられる。

(ウ) 市民や地域に開かれた美術館

さらに、市民や地域の文化活動に貢献し、市民満足度の向上を図る。

具体的には、「市民の作品を紹介」、「市民文化団体との連携」が挙げられる。

上記の方向性である(ア)は従来の教育活動を主たる事業であるが、今後は従来の美術館としての役割に加え、集客や都市イメージの向上にも資する美術館を、教育目的だけに縛られない、自由な発想の中から幅広い活用を図っていくことが必要であると考え、そのために、現在、教育委員会が所掌するところから、本市の文化行政を所掌する市長部局(政策推進部)へ横須賀美術館を移管することが、現時点での美術館の課題解決を進めるうえでの有効な方策であるとの結論に至った。

(3) 移管によるメリット及びデメリット

メリットに関しては、移管先である政策推進部は、市の総合調整に関する業務を行っており、他部課との連携をより緊密にとることができるので、様々な連携がより可能になる。

さらに、市長部局には、今の美術館にはない様々なネットワークも幅広くあり、美術館の集客の可能性を大きく広げられることが期待される。

一方、デメリットに関しては、登録博物館であることを助成の条件とする、国が

らの事業費助成が受けられなくなる。

(4) 現時点での主な課題

美術館が新しいジャンルに挑戦するためには、美術館全体の意識向上（変革）が求められ、同時に、従来の美術館機能を確保し、「教育活動に資する美術館」としての活動の質を保っていくための仕組みづくりも必要と考えている。

さらに、集客性の高いイベント等を実施しやすくするため、柔軟な事業計画を策定することや、料金や運営時間等についても見直していくことも課題として考えている。

3 横須賀美術館の在り方への意見

中間報告書では、今後の横須賀美術館の方向性として、今までの教育活動に資する美術館としての機能は残しつつ美術館をより一層集客や都市イメージの向上などに活用していくために、文化行政を所掌し、他部課との連携をより緊密にとることができる市長部局（政策推進部）へ美術館を移管する必要があるとしている。

教育委員会では報告書を受け、美術館の在り方について検討を行ったところ、美術館の集客の必要性などについては一定の理解はできるものの、「美術館をあえて市長部局へ移管しなくとも、今まで通り、教育委員会の所管のまま施設の有効活用を図ることができるのではないか」、「市長部局へ移管した場合、教育を目的とする事業はどの程度確保されるべきか、また確保するためのしっかりとした仕組みが必要ではないか」との意見があり、さらに慎重な検討を行うために、「横須賀美術館の在り方について」、社会教育の観点から、社会教育委員*⁹へ助言を求められている。

社会教育委員会議では、社会教育の観点から検討を行った結果、「①教育委員会のままで良いのではないかという意見」、「②市長部局へ移管することも必要ではないかという意見」、「③移管するならば教育的機能を担保することが条件という意見」の3つの見解があった。

(1) 横須賀美術館をあえて市長部局へ移管しなくとも、今まで通り、教育委員会の所管のままで施設の有効活用を図ることができるのではないか

① 教育委員会のままで良いのではないかという意見

(ア) 教育施設としての美術館の役割の必要性

- ・経費面を重要視すると、教育活動に資するという本来の美術館が見えにくくなる。また、美術館は教育行政の中に含まれるものであり、教育行政の主たる部門が持つべきで、美術館の移管には疑問がある。
- ・市民に開かれた美術館にしていくことは、「知の循環型社会*¹⁰」につながる部分であり、教育の担うべき生涯学習であると考ええる。

(イ) 移管しなくとも連携ができるのではないか

- ・今まで以上に他部局との連携をすればできることで、なぜ移管しなければならないのか、教育委員会のままで、集客に資する事業はできないのか。現状組織で、できないという答えがない。

(ウ) 移管しても何も変わらないのではないか

- ・移管後も美術館のコンセプト、寄贈品の扱い、学芸員の人数やボランティア事業等も現状維持で、変わるものが特段ない以上、移管する必要があるのか理由が見当たらない。
- ・市長部局に移管しなければ、どうしてもできないという強い意味合いが感じられない。

(エ) 立地やロケーションを教育的部分で活用ができないか

- ・今ある立地やロケーションといったポテンシャル（潜在性）を発信していただくだけでなく、それらを巻き込んだ企画を、今ある美術館で、もっと教育と絡めて行けば、わざわざ移管しなくてもいいのではないか。

② 市長部局へ移管することも必要ではないかという意見

(ア) 立地やロケーションを活用し、集客力を高める必要性

- ・立地やロケーションを活かし、美術に興味のない方も含めて多くの方に足を運んでもらう取組みが必要である。このためにも、市長部局へ移り、美術館の持つポテンシャル（潜在性）を引き出すことが必要ではないか。

(イ) 行政組織を横断的に活用できる有効性

- ・美術に興味の有る人だけでなく、幅広く市民の声を吸い上げて活動するのであれば、教育委員会より幅広い視点を持った人たちが集まった市長部局で事業を行った方が良いのではないか。
- ・美術館ということに拘らずに、市の施設として動くことを考えれば、政策推進部であれば、色々な部署と調整が図られ、円滑に事業が進み、動きやすいと考える。

(ウ) 教育委員会での限界

- ・固定化した美術館の考えを、教育委員会内にあっては崩せないということであれば、市長部局へ移管があってもいいのではないか。
- ・現在、教育委員会にある美術館が、教育委員会での所管に限界を感じている以上、さらなる努力は、難しい状況である。

(エ) 柔軟な美術館へ転換

- ・市民として求めているものは、素晴らしい建物や立地、ロケーションを活用していくことや美術館を有効活用していくことである。必ずしも、絵に興味があ

る人だけが行くのではない活用を考えて欲しい。そのためには、市長部局に移管し、柔軟な活動を行う美術館に期待する。

③ 移管するならば教育的機能を担保することが条件という意見

(ア) 博物館法の基本概念から外れないこと

- ・博物館法上の登録博物館から外れ、博物館相当施設となっても、収集・保管・分類・調査研究・展示・教育普及活動といった博物館の基本的原理は根幹から揺らぐことはあってはならない。

(イ) 学芸員の調査・研究活動を担保すること

- ・学芸員は専門職であり、その研究機能が失われるようなことがあってはならない。現状の美術館は博物館法上の登録博物館であり、学芸員が必置となっている。博物館相当施設になった場合、学芸員相当職を置けば良いことになるが、今後も必ず学芸員が配置され、教育面の社会貢献的な活動が維持され、決してイベントだけを行うような文化センター的なものにはならないこと。あくまで、調査研究や教育普及活動が使命であること。

(ウ) 教育の考えを担保すること

- ・美術館における教育の考えがなくなることは、単なる文化施設になってしまう。教育部分の意見を集約し、運営に活かすためには、教育機能を専門施設として発揮させるような行政の仕組みをつくること。

(エ) 教育や文化行政とのつながりを深めていくこと

- ・教育行政だけでは進めていけない時代になってきているため、幅を広げて、学校教育や他の文化行政とのつながりを強固にしていくこと。

(1) の結論

- 各委員の見解は分かれたが、共通する意見としては、市民に愛されるという言葉がキーワードとしてあり、そこを目指してほしいという方向性があった。
- 美術に興味・関心の高い方だけでなく、美術に触れる機会の少ない市民にも、数多く美術館に足を運んでもらえるような、より市民に身近な美術館を望む声が多かった。そうしたことから、今後の方向性として提案している市民や地域の文化活動に貢献し、市民満足度の向上を図る「市民や地域に開かれた美術館」

という方向性は、概ね共通理解が得ることができた。

- 市長部局へ移管することで、美術館の持つポテンシャル（潜在性）のより有効な活用を促進するべきとの期待を込めた積極的な意見もあった。
- また、美術館が行うべき教育的側面は重要で、それは市長部局へ移管されたとしても担保されるべきであるという意見も多くあがった。
- しかしながら一方で、「教育施設としての美術館の役割の重要性」や、「移管しなくとも連携は可能ではないか」に対する理由や、「移管後の美術館がどのような事業展開を行えるか」などが明らかに説明できない点などを考慮すると、教育委員会のままで良いのではないかとの意見もあった。

積極的に市長部局に移管するべきではないか、という意見においても、教育的な担保が必要であることは各委員間で一致した見解であった。その教育を目的とする事業の質的・量的な水準とその仕組みについては、次のとおりである。

（２）市長部局へ移管した場合、教育目的とする事業はどの程度、確保されるべきか、また確保するためのしっかりしたとした仕組みが必要なのではないか

① 教育目的とする事業はどの程度か

市長部局へ移管した場合でも、現在行っている学校教育との連携事業や障害者向け事業、市民ボランティア活動推進事業等の教育普及事業を維持していくこととしているが、移管後、障害を持った方や小中学校の子どもたちへの教育貢献が担保されづらくなる恐れがあるので、この点については十分に留意されたい。

また、市長部局へ移管された途端に、イベントばかり行うことにならないように注意すること。イベント自体を行うことは良いが、あくまでもイベントは手段であり、究極的な目的は教育普及であって、これらを削ることのないよう運営にあたって、十分に配慮すること。

② 教育目的とする事業を確保するための仕組み

「美術館をあえて市長部局へ移管しなくとも、今まで通り、教育委員会の所管のま

ま施設の有効活用を図ることができるのではないか」の意見に対する「移管するならば教育的機能を担保することが条件」という項目の中には、教育目的とする事業を確保するための仕組みの必要性が多く述べられた。

これらの仕組みについては、以下の対応策が考えられる。

(ア) 博物館法の基本概念から外れないこと

- ・現在の美術館条例は、博物館法第3条で定められた事業を実施する美術館であることから、美術館条例では事業の条項を定めていないが、博物館法上の登録博物館でなくなると、美術館条例を改正し、事業の条項を追加する必要がある。市長部局へ移管後も、教育目的とする事業を実施していくために、追加する事業の条項の条文中に教育を目的とする事業を明記する。
- ・また、美術館の関連条例に教育に関する部分を盛り込む際、教育機関^{*11}との連携を確保するため、「教育委員会と連携して」と明確に記しておくことが必要である。

(イ) 学芸員の調査・研究活動を担保すること

- ・学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業を行う「博物館法」に定められた、博物館におかれる専門的職員である。移管後は登録博物館でなくなることから、学芸員の必置要件がなくなるため、市長部局への移管後も美術館に学芸員を置くことを法的に担保するため、美術館条例を改正し、新たに職員についての条項を追加し、学芸員を置くことを明記し、現在の美術館の7名の学芸員の確保を図ることが必要である。

(ウ) 教育の考えを担保すること

- ・美術館における教育の考えがなくなることをないように、教育委員会の附属機関である横須賀美術館運営評価委員会の組織（委員構成）に、市長部局へ移管後も教育関係者等を残し、教育関係者等が美術館運営の改善策に関して市長に意見を述べるができることなどを、同評価委員会条例を改正し明記することが必要である。

(エ) 教育や文化行政とのつながりを深めていくこと

- ・教育行政だけでは進めていけない時代になり、幅を広げて、学校教育や他の文化行政とのつながりを強固にしていくために、現在ある美術館運営改革プロジェクトチームをより活用していくことが必要である。また、移管後の教育委員会との連携を進めるため、引き続き、このプロジェクトチームを活用すること

が必要である。

○ 「移管するならば教育的機能を担保することが条件」以外への意見

(ア) 総合教育会議での教育委員の関与

- ・地方教育行政の組織及び運営に関する法律について改正があり、平成 27 年 4 月から教育委員会の教育長と教育委員長とを兼務させ、市長部局のトップと行う総合教育会議ができることになっている。そこに美術館運営に関わる仕組みを入れることで、教育面に関する組織的なつながりを強化できるのではないか。

(イ) 社会教育委員会会議における事業報告

- ・美術館運営評価委員会に、学校教育や社会教育関係者が入ることになっているが、これは個人的な代表としてそこに出るだけで、組織的なつながりがあるわけではない。教育的な機能を担保するためや、組織的なつながりを確保するためにも、公民館をコミュニティセンターと統合した時と同様に、社会教育委員会会議で、その事業報告をすることも必要である。

(2) の結論

- 市長部局に移管したとしても、現在行っている教育普及事業は、今後も継続して行って欲しい。集客のためのイベント的な事業を行うことは否定しないが、美術館の目的が教育普及であることは忘れてはならず、それらによって、小中学校の子どもたちや障害者を対象とした教育事業が削られることがないように十分に配慮されたい。
- 教育的機能を確保するための仕組みとして、美術館条例や横須賀美術館運営評価委員会条例の改正を行い、美術館が博物館法に基づく登録博物館から外れたとしても、今後も教育施設としての位置付けと役割があることを明記するものとする。また、教育委員会との組織的なつながりについても、仕組みとして確保しておく必要があるのではないか、という意見もあった。

以上の検討結果をもとに、社会教育委員としては、「横須賀美術館の在り方について」は、以下のとおり、答申をまとめるものとする。

(3) まとめ

従来から、美術館が果たしてきたコンセプトや役割、機能、教育機関との関わりは保ちながら、さらに市民がより身近に感じ、愛される美術館づくりを進めていく必要がある。そのためには、まだ美術館が十分に活かしきれていないポテンシャル（潜在性）を可能な限り引き出していくことが重要である。

このため、より横断的な取り組みが可能な組織のもとで、柔軟な活動を行うことが十分に期待できる市長部局（政策推進部）へ移管することも選択肢として必要ではないかと考える。

但し、移管後も教育的機能を担保することが条件である。そのためには、美術館条例に教育を目的とする事業や学芸員について、また関連する条例に教育を目的とする事業を確保するための仕組み等を明記する条例改正が必要ではないかと考える。

また、課題であった経費面についても、市長部局に移管により、集客やコストパフォーマンスの向上に努力するものとする。

市長部局に移管し、一定期間経過後、市民の声も取り入れながら、移管の成果の有無を評価・検証し、改めて美術館の所管の在り方を見直す機会を設けることも必要である。

なお、美術館の市長部局への移管の検討にあたっては、社会教育施設の美術館として培ってきた教育的機能が大きく、従来どおり教育委員会のもとで、引き続き美術館を運営していくことを求める意見も最後まであった。

(付帯意見として)

- ・学芸員が美術館の中だけで活動するのでは、幅広い仕事ができないため、あまり縛られずに活動できるようにして欲しい。そして、そのための配慮も必要である。

おわりに

教育委員会から社会教育委員へ諮問のあった「横須賀美術館の在り方について」、これまで4回の会議を開催し審議した。会議では、各委員からそれぞれ美術館に対する思いや、諮問文にある2つの検討事項を中心に、今後の美術館の在り方について活発に意見が交された。およそ2ヶ月という短期間ではあったものの、内容の濃い議論となった。その審議内容及び結果を、以上のように「答申」として整理した。

本答申は、美術館が教育的機能を担保すべき条件を整え、より市民に身近で、市民に愛される美術館となる可能性に期待している。今後は、社会教育委員の答申を踏まえ、教育委員会で、十分な議論をしたうえで、美術館の在り方を選択していくことを強く望むものである。

用語解説

番号	用語	解説
* 1	ワークショップ	「工房」「作業場」など協働で仕事を行う場を表す言葉。教育研修の手法としては、参加体験型グループ学習を意味する。
* 2	社会教育施設	家庭や学校以外で、児童から青年、成人、高齢者に至るまですべての年齢の人が、学習や研修、スポーツや趣味に興じたり、楽しむ機会を提供したりすることが出来る生涯学習のための施設。社会教育法では、図書館、博物館（美術館含む）、公民館などが挙げられている。
* 3	市長部局	市長の権限で人事や職務命令が直接届く部局。
* 4	特別企画展	民間企業を展示イベント事業者として、平成 24 年度に開催した 2 つの展覧会（「ラルク展」「70's 展」（いずれも通称））。
* 5	社会教育委員会議	社会教育に関して教育長を経て教育委員会に助言するために設置した教育委員会の附属機関。社会教育委員で組織。主に次の 3 つを職務とする。①社会教育に関する諸計画を立案すること。②定時または臨時で会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること。③前 2 項の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。
* 6	学芸員	博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業を行う「博物館法」に定められた、博物館におかれる専門的職員。
* 7	企画展	美術館、博物館などで、期限やテーマを設けて特別に企画される展覧会。
* 8	サブカルチャー	アニメ、漫画に代表される若者文化など。
* 9	社会教育委員	社会教育法第 15 条に基づき、都道府県及び市町村に設置される非常勤の特別職公務員。

番号	用語	解説
*10	知の循環型社会	平成 20 年 2 月に文部科学省所管の中央教育審議会からの答申「新しい時代を切り拓く生涯学習の振興方策について～知の循環型社会の構築を目指して～」において表現された。概要としては、学習成果を学習者自らが主体的に社会に還元することにより、学校・家庭・地域などにおける課題を解決し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができる社会。
*11	教育機関	「教育、学術および文化に関する事業」または「教育、学術および文化と密接な関連がある事業」を行うことを主目的とする機関。

博物館の制度的分類

○博物館には、博物館法上の位置付けを持つ「登録博物館」「博物館相当施設」に加え、博物館法上の位置付けを持たない「博物館類似施設」がある。

種別	法的根拠等	登録要件 (設置主体)	設置要件	登録又は 指定主体	館数
登録博物館	法第 12 条	・教育委員会 ・一般社団法人等	・館長、学芸員の 必置 ・年間 150 日 以上開館等	都道府県 教育委員会	913
博物館相当施設	法第 29 条	制限無し	・学芸員に相当す る職員必置 ・年間 100 日 以上開館等	都道府県 教育委員会 ※1	349
博物館類似施設	博物館法上 の位置付け 無し	制限無し	制限無し ※2	—	4,485

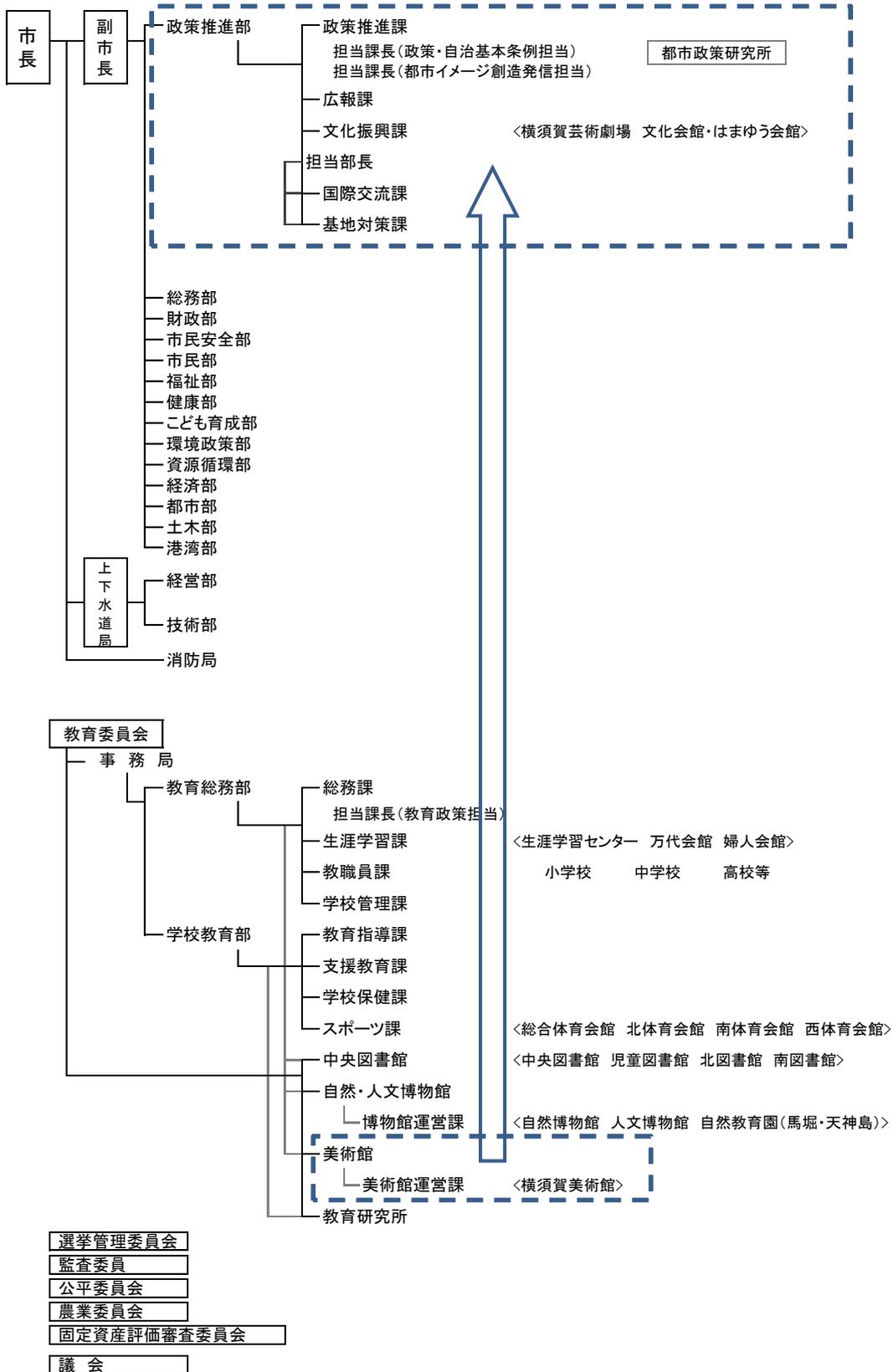
※1 博物館の設置主体が国・独立行政法人・国立大学法人の場合は国。

※2 「社会教育調査」上は博物館相当施設と同程度の規模を持つ施設。

(※) 館数については、平成 23 年度社会教育調査に基づく。

横須賀市機構図

横須賀市機構図(移管後案) <抜粋>



諮問文



横教美第 13 号

平成 26 年 (2014 年) 8 月 28 日

社会教育委員会議議長 様

横須賀市教育委員会
委員長 齋藤 道子



横須賀美術館の在り方について (諮問)

このことにつき、市議会等からの美術館の運営に対するご意見を受け、美術館のさらなる有効活用に資する検討を行うため、平成 23 年度に教育委員会内及び市長部局の関係課長をメンバーとする美術館運営改革プロジェクトチームが発足し、以来、度重なる検討が行われてきました。このたび、この検討結果をまとめた「横須賀美術館の在り方について」の中間報告書（以下、報告書）が、平成 26 年 8 月 15 日付けで横須賀市教育委員会委員長あて、同プロジェクトチームリーダーから提出されました。

報告書の内容を要約すると、今後の美術館の方向性として、今までの教育活動に資する美術館としての機能は残しつつ、美術館をより一層集客や都市イメージの向上などに活用していくために、文化行政を所掌し他部課との連携をより緊密にとることができる市長部局（政策推進部）へ美術館を移管する必要があるとしています。

この報告書の提出を受け、美術館の在り方について検討を行ったところ、美術館の集客の必要性などについては一定の理解はできるものの、「美術館をあえて市長部局へ移管しなくとも、今まで通り、教育委員会の所管のまま施設の有効活用を図ることができるのではないか。」「市長部局へ移管した場合、教育を目的とする事業はどの程度確保されるべきか、また確保するためのしっかりとした仕組みが必要なのではないか。」といった意見が出たことから、さらに慎重な検討を要するものと考えております。

そこで、「横須賀美術館の在り方について」、社会教育の観点から、教育委員会へのご助言をいただきたく、ここに諮問いたします。

* 答申期限：平成 26 年 10 月 23 日まで

平成 26 年度 社会教育委員会議名簿

(平成 26 年 5 月 13 日時点)

No	氏 名	区分	所 属 等
1	秋山 勝義	社	衣笠コミュニティセンター 代表
2	大村 洋子	識	横須賀市議会議員
3	臼井 正樹	識	神奈川県立保健福祉大学 教授
4	加田野 秀子	学	津久井小学校 校長
5	上地 恵子	学	鴨居中学校 校長
6	菊池 匡文※	社	横須賀商工会議所 専務理事
7	志村 直愛	識	東北芸術工科大学 教授
8	菅原 恵美子	社	横須賀市母親クラブ連絡会 会長
9	住岡 和枝	市	市民公募委員
10	長島 一郎	社	久里浜コミュニティセンター 代表
11	根本 宗茂	社	横須賀市PTA協議会 代表
12	蛭田 道春	識	大正大学 教授
13	廣江 水月	市	市民公募委員
14	松本 敬之介	社	横須賀市子ども会指導者協議会 代表
15	南 将美	市	市民公募委員

(50 音順)

区分欄 「市」…市民、「学」…学校教育関係者、「社」…社会教育関係者、「識」…学識経験者

※菊池匡文委員は、美術館運営評価委員を兼務しており、「横須賀美術館の在り方について」の審議については除斥の申出があったため、審議には加わらなかった。

社会教育委員会議 審議経過

回	開催年月日	審議事項等
第1回	平成26年8月28日	美術館の概要、事業計画、経緯等説明 横須賀美術館の在り方について
第2回	平成26年9月22日	横須賀美術館の在り方について ・市長部局への移管について ・教育を目的とする事業の確保と仕組みについて
第3回	平成26年10月6日	横須賀美術館の在り方について ・市長部局への移管について ・教育を目的とする事業の確保と仕組みについて
第4回	平成26年10月20日	答申（案）について